

令和5年第4回定例会 一般会計予算決算常任委員会
総務文教分科会審査記録

- 1 日 時 令和5年12月12日(火) 午後0時58分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第137号 令和5年度村上市一般会計補正予算(第7号)
- 4 出席委員(6名)

1番 上村正朗君	2番 山田勉君
3番 鈴木いせ子君	5番 三田敏秋君
7番 高田晃君	8番 小杉武仁君
- 5 欠席委員(1名)

4番 佐藤重陽君

- 6 地方自治法第105条による出席者

副議長 大滝国吉君

- 7 分科会委員外議員(なし)
- 8 説明のため出席した者

副市長	忠 聡君
政策監	須賀光利君
総務課長	東海林豊君
同課参事	榎本治生君
同課人事管理室長	川崎健一君
同課人事管理室係長	渡辺仁美君
同課危機管理室長	大滝豊君
同課情報管理室長	須貝正人君
同課情報管理室係長	真田富久君
財政課長	長谷部俊一君
同課契約検査室長	立花強君
同課財務管理室長	成田大介君
同課財務管理室係長	鍋倉直也君
企画戦略課長	大滝敏文君
同課参事	山田美和子君
同課企画政策室長	忠 康博君
会計管理者会計課長	菅原明君
消防長	田中一栄君
消防本部総務課長	遠山泰紀君
監査委員事務局次長	太田尚美君
教育長	遠藤友春君
学校教育課長	小川智也君
同課参事	今井雅仁君
同課教育総務室副参事	大矢かおり君
同課未来の学校創造室長	中山晴剛君
同課未来の学校創造室係長	平方和弥君
生涯学習課長	平山祐子君

同課社会教育推進室長	片岡昌幸君
同課スポーツ推進室長	倉松淳志君
同課スポーツ推進室主幹	菅原和英君
同課文化行政推進室長	吉井雅勇君
同課教育情報センター長	加藤渉君
荒川支所長	平田智枝子君
神林支所長	瀬賀豪君
朝日支所長	岩沢深雪君
山北支所長	大滝寿君

9 議会事務局職員

局長	内山治夫
次長	鈴木渉

(午後 0時58分)

分科会長（小杉武仁君）開会を宣する。

○本日の審査は、議第137号の総務文教分科会所管分について審査した後、議第137号の総務文教分科会所管分について賛否態度の取りまとめを行う。

日程第1 議第137号 令和5年度村上市一般会計補正予算（第7号）のうち総務文教分科会所管分を議題とし、担当課長（総務課長 東海林 豊君、財政課長 長谷部俊一君、企画戦略課長 大滝敏文君、会計管理者会計課長 菅原 明君、消防長 田中一栄君、監査委員事務局次長 太田尚美君、学校教育課長 小川智也君、生涯学習課長 平山祐子君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第11款 地方交付税

（説明）

財政 課長 それでは、予算書10P、11Pをお開きください。そちらのページの一番上からになる。11款地方交付税、1項1目、説明欄1、普通交付税1億8,984万7,000円は、このたびの補正予算の一般財源として計上いたしました。

第15款 国庫支出金

（説明）

財政 課長 次に、同じページの中段、15款国庫支出金、2項1目、説明欄1、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,430万円は、補正予算の歳出の10事業にわたり電気料等の高騰による指定管理料追加の主な財源として計上いたしました。

第16款 県支出金

（説明）

学校教育課長 それでは続いて、同じく10P、11Pになる。第16款県支出金の一番下の行になるけれども、教育費県補助金、地域スポーツクラブ振興費補助金24万円計上している。

地域スポーツクラブ活動への移行に向けた体制整備のための補助金ということで、協議会や指導者研修会の開催に係る事務費が対象となっている。今回交付決定があったため、計上させていただいた。次のページを御覧ください。12P、13P、一番上の行になる。県委託金、教育費委託金になる。地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託金599万8,000円を計上している。こちらも部活動の地域移行に係る体制整備のための実証事業が対象となっている。今回内示があったため、計上させていただいた。

第18款 寄附金

(説明)

生涯学習課長 18款1項5目1節ふるさと納税寄附金の説明1、企業版ふるさと納税寄附金の1,300万円については、今年度実施している企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託により、当初予算で計上している500万円を上回る寄附額が見込まれたことから、補正をさせていただくものである。

第19款 繰入金

(説明)

財政課長 次に、その下、19款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金2億円の減額だが、予算の執行状況から、また現時点で繰入れが不要と判断した額について減額いたした。

第20款 繰越金

(説明)

財政課長 次に、その下、20款繰越金、説明欄1、こちらについては前年度繰越金に6億6,352万1,000円を追加するものである。こちらの額は予算未計上の全額であり、このたびの補正予算の一般財源として計上いたした。

第22款 市債

(説明)

財政課長 続いて、その下の22款市債だ。4,140万円の減額補正になる。現時点での事業費調整によるもの、また臨時財政対策債については、国から示した発行可能額、こちらに合わせて減額するものである。歳入は以上である。

歳入

第11款 地方交付税

(質疑)

上村 正朗 確認させてください。これは、未計上の普通交付税全額今回計上ということだろうか。それと、またこれから来る可能性もあるのだろうか。

財政課長 こちらは普通交付税だが、まだ未計上の額は残っている。今回国の補正予算の関係等もあって、12月8日に追加の交付決定通知があった。こちらの追加交付が1億7,800万円ほどあって、合計として、現在未計上額としてある数字としては2億8,935万5,000円である。なお、こちらについては、3月補正のほうに計上するということで今考えているが、一部用途が限定されているものがある。この中の9,300万円ほどについては、令和6年度、令和7年度の臨時財政対策債の償還に充てるもの

ということで通知があるものである。以上だ。

第15款 国庫支出金

(質 疑)

上村 正朗 また財政課長、教えてください。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これはもうこれで全額使い切りだろうか。

財政 課長 こちらについては、今回追加で、名称が変わっているが、高騰分、重点支援分ということで、交付の内示をいただいているものがある。こちらを合わせると、現時点で残額が2,920万1,000円である。内訳としては、コロナの臨時交付金、こちらが772万4,000円、また高騰分として額を示していただいているものが2,447万7,000円ということで、今ほどの2,920万1,000円がトータルの残額である。

第16款 県支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第18款 寄附金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第19款 繰入金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第20款 繰越金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第22款 市債

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出

第1款 議会費

(説 明)

事務 局長 それでは、14、15Pを御覧ください。1款1項1目議会費である。総額532万円の減額である。内容については、人件費の調整によるものである。説明欄1の議員報酬等については、議員の辞職及び議員補欠選挙への立候補者がなかったことにより、報酬及び期末手当を減額するものである。あわせて、議第118号でご提案のある期末手当の支給率を0.1か月分増額するものとして調整をしたものである。説明欄2の議会事務局職員人件費については、人事院勧告等による調整である。説明は以上だ。

第2款 総務費

(説明)

総務課長

次の2款総務費である。一般管理費の1、一般管理経費、消耗品費、これについては、本庁舎のほうのコピー用紙等の購入のための消耗品の不足分の追加である。次の2、本庁舎管理経費の272万8,000円であるが、来年度実施予定の議会ペーパーレス化に伴う議場のLAN配線及び電源、またここの第一委員会室の電源工事の改修のための工事請負費である。その下の3、4の特別職及び一般職員の人件費については、給与改定及び人事異動等に伴う人件費の調整分である。以上だ。

企画戦略課長

2目文書広報費の説明欄1、広報広聴経費では、昨年8月の大雨による災害から1年が経過し、災害を風化させることなく後世に伝え、今後起こり得る災害時の対応や危機管理、住民の防災意識のさらなる向上につなげるため、記録誌を作成する印刷製本費、それから著作権使用料をそれぞれ追加するものである。印刷製本費105万6,000円については、記録誌300部発行する予定であって、著作権使用料5万1,000円については、記録誌に掲載する新潟日報の記事を使用するというふうなことで、著作権使用料を計上したものである。以上である。

荒川支所長

次に、7目支所費の説明欄1、荒川支所庁舎管理経費188万2,000円をお願いするものである。燃料費については、夏の猛暑によってガスヒートポンプエアコンの使用が増えたことにより、プロパンガス代が不足するもので、追加である。修繕料については、バス車庫等の内壁、あとはトイレの設備の修繕になる。以上だ。

総務課長

次のページをお開きください。12目電算管理費であるが、市民課の戸籍への振り仮名対応及び介護高齢課の介護報酬の改定に係る費用に対して、新たに国庫補助が認められたことから、このたび財源更正をするものである。以上だ。

監査委員事務局次長

4項選挙費だ。次の18、19Pになる。選挙管理委員会事務局職員人件費だが、こちらは人事異動及び給与改定に伴う調整によるものだ。以上だ。

総務課長

次の統計調査総務費の職員人件費も人事異動等に伴う調整分である。

監査委員事務局次長

6項監査委員費の監査委員事務局職員人件費だが、こちらも給与改定に伴う調整によるものだ。

第9款 消防費

(説明)

消防長

36、37Pをお開きください。第9款消防費、1項1目常備消防費だ。補正額1,244万1,000円は、給与改定に伴う常備消防職員人件費の増額をお願いするものである。その下、9款1項2目非常備消防費だが、補正額2万8,000円についても、同様に人件費の増額をお願いするものである。以上だ。

総務課長

次の防災対策職員人件費の補正であるが、こちらについても、給与改定及び人事異動等に伴う調整分である。以上だ。

第10款 教育費

(説明)

学校教育課長

続いて、10款教育費になる。10款1項2目事務局費、説明欄1、教育委員会事務局経費、地域スポーツクラブ活動体制整備委託料288万3,000円を計上した。歳入でも申し上げたけれども、地域スポーツクラブの活動体制ということで、総合型スポーツクラブに委託して、部活動の地域移行を進めている。当初の見込みよりも活動量が増えて、講師、指導者謝金等が増となる見込みとなったので、今回補正をさせて

いただいたものだ。その次、2、教育長人件費については、人事院勧告に伴う調整となる。次のページに行って、説明欄3、教育委員会事務局職員人件費についても、人勧及び職員の異動に伴う調整となる。2項小学校費、学校管理費、説明欄1の小学校管理経費になるけれども、100万円の増額、こちらは修繕料不足見込みとなったために増額、追加させていただくものである。続いて、小学校費職員人件費、こちらは人勧及び職員の異動に伴う調整となっている。3目学校建設費になるけれども、工事費609万4,000円を計上させていただいた。こちらは、来年度、村上南小とさんぽく小で通級指導教室を開設する予定であって、その教室にエアコンを設置するための工事費となっている。続いて、3目中学校費になる。説明欄1の中学校管理経費の修繕料100万円、こちら小学校と同様に修繕料が不足見込みとなったために、追加で補正させていただくものだ。続いて、中学校費職員人件費、こちらについても、人勧に伴う調整となる。以上だ。

生涯学習課長 職員人件費等については、全て人事異動等に伴う人件費の調整となる。それでは、40P、41Pをお開きください。10款4項6目社会教育施設費の説明欄1、縄文の里・朝日運営経費の144万4,000円、その下の説明欄2、郷土資料館三の丸記念館運営経費の245万2,000円、次のページ、42、43Pの5項2目保健体育施設費の説明1、体育施設経費の974万円については、いずれも指定管理料の増額補正となるが、エネルギー価格高騰に伴い、光熱水費、燃料費に不足が生じる見込みであることから、指定管理料の補正をお願いするものだ。その下、説明欄2、村上市スケートパーク経費の628万1,000円については、歳入でもご説明いたしたが、今年度、企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託を導入し、民間のネットワークやノウハウを生かした寄附獲得を進めているが、当初予算で計上した寄附獲得金額を上回ることから、寄附獲得に係る企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託料の不足分と、企業へのお礼の不足分及びアスリートの育成を目的にした寄附の申出であったことから、スケートパーク事業委託料について増額をお願いするものである。

第13款 諸支出金

(説明)

財政 課長 その下、13款諸支出金、2項1目、説明欄1、地方創生応援基金689万円は、歳入の企業版ふるさと納税寄附金について、予算充当の残りの額を基金に積み立てるものである。

第14款 予備費

(説明)

財政 課長 次に、14款予備費である。こちらについては、予算の端数調整となる。

第2条「第2表 債務負担行為補正」

(説明)

生涯学習課長 それでは、5Pをお開きください。一番下の移動図書館車運転業務委託料だが、令和6年度の運転業務委託を今年度中に締結する必要があることから、債務負担行為の補正をお願いするものである。

第3条「第3表 地方債補正」

(説明)

財政 課長 それでは、次のページ、6 Pを御覧いただきたいと思う。こちら第3条、第3表、地方債の補正である。歳入の市債でご説明いたした補正予算について、地方債の限度額を変更するものである。以上である。

歳出

第1款 議会費

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第2款 総務費

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第9款 消防費

(質疑)

上村 正朗 初日の本会議でもあったかもしれないけれども、山北で消火栓が四十何本のノズルが盗まれた件で、ここには予算に載っていないけれども、既決予算で済んだということなのかなと思うけれども、その辺どこから幾ら出したのか、ちょっと教えていただければと思う。

消 防 長 盗難に遭った61本の管そうの件については、消耗品費のほうから61本分購入いたして、再配備したところである。

(「金額」と呼ぶ者あり)

小杉分科会長 額幾らなのか。

消 防 長 大体管そうの金額は、1本1万円しないぐらいである。以上だ。

小杉分科会長 それちょっと総額出ないか、後ろのほうでも。およそ1万円以内というのは分かるけれども、今の質疑とはちょっと違うので、総額出してください。

消 防 長 大変申し訳ない。今はっきりした金額が分からないので、後ほどご報告させていただく。

第10款 教育費

(質疑)

高田 晃 午後から時間たっぷりあるので、ちょっと細かいことだが、教育委員会事務局経費の中での地域スポーツクラブ活動体制整備委託料、課長の話で、実証事業に係る不足分ということだが、今地域移行に向けていろんな受皿団体、移行団体が実証事業をやっているが、その辺の進捗はどんなふうな状況か、今。

学校教育課長 今団体数でいうと、12団体が融合型部活動ということで活動している。今回補正させていただいたのは、その各団体の指導者の謝金の部分で増えるということで補正させていただいたけれども、当初延べ人数というか、28人分ということで当初予算を組んだのだけれども、今の見込みで59人分ぐらいまで活動が増えてきそうということで、今回の補正になっているという状況だ。また、来年度はさらに団体が23団体活動するという見込みで進んでいる。

小杉分科会長 参事も挙手あったけれども、いいか。

学校教育課参事 内容は同じだった。

高田 晃 ありがとうございます。団体数が増えてきたと、当初見込みより。来年はさらに増えるだろうと、いい傾向なのだが、一部の地区というのか、クラブというのか、要するに指導者に対する謝金が学校教育課、今のこの補正では出てきているが、予算が足りないので、まず申請を待ってくれと。いわゆる融合型部活動団体にしたいのだけれどもという申請をしに行ったら、いや、今お金も出せない状況なので、待ってくれというふうなことを言われた団体があるやに聞いているのだが、その辺はしっかり、お金のことが先に行き、せつかく中学生のために受皿になって、そういう団体をつくりたいという、そのやる気を損なうような結果になっても困るし、その辺は来年以降については、クラブ間との協議で予算面のこととか、そういう面ではしっかり連携取って話なんかはしているものか。

学校教育課参事 一応来年度の当初予算については、NPO法人希楽々さんのほうが5つのスポーツクラブの意向を固めて、それで私どものほうに調整した上で持ってきた。その総額を一応予算計上させていただくような形で予算要求をしている。

高田 晃 その辺その5地区の中でもちょっと温度差があるのかなというふうな感じもするので、ぜひその辺スムーズな団体移行ができるようにしていただきたいと思う。よろしく願います。

上村 正朗 40P、41Pの文化財保護費の関係で生涯学習課長にお尋ねをいたす。文化財保護費、人件費しか今ここには載っていないわけだけれども、文化庁の補正予算で、文化財の強靱化ということで、185億円ほど補正予算がついたと思うのだけれども、今後令和6年度に予定している、例えば屋台等の補修の前倒しとか、あと補助率の引上げで市の持ち出しが減るとか、そういう内容ではないのかなと思って、今後、市の予算に出てくる、計上される、反映される見込みはないのだろうか。

文化行政推進室長 今のご質問だけれども、これから文化庁のほうの補助金の来年度のものも来ているのだけれども、それについては、保存団体と文化庁のやり取りなので、市は経由事務であるので、市の持ち出しとは関係ないという、そういう補助金はある。

上村 正朗 令和3年度に100%の補助金ついたかと思うのだけれども、この補正でそういう補助率の増嵩みたいないい話はなかったのかなと思って。

文化行政推進室長 失礼した。それについては、今年度は85%の上限という毎年のいつもの補助金であり、100%の補助金の申請の話はない。

高田 晃 もう一つ、学校教育関係で、小学校施設改修経費、工事請負費の中で、通級教室の関係でエアコン設置の工事、村上南小学校も入っているということだが、私この前の一般質問のときにもちょっと確認したのだけれども、ここは南小学校に関しては通級教室が何教室つくる予定か。

学校教育課長 南小1教室の予定だ。

高田 晃 そうすると、1教室ということは、例の学童関係、なんしょうクラブ関係が統合して、空き教室を利用するというふうな方針決定、そういう流れになった場合に、南小学校の今の現空き教室でも対応は可能になるということでもよろしいか。

学校教育課長 現在の教室を利用する中で、新たに1か所設置するという計画で大丈夫だ。

高田 晃 要するに通級教室は1教室使うと。今公共施設マネジメントプログラムの中で、学童の関係で、南町学童保育所となんしょうクラブとを統合して、空き教室を利用してというふうな文言が書いてあるが、それは大丈夫かと。

学校教育課長 そちらのほうには影響の出ない形での設置になる。

第13款 諸支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第14款 予備費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第2条「第2表 債務負担行為補正」

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第3条「第3表 地方債補正」

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(賛否態度の発言)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、賛否態度の発言を求めたが賛否態度の発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第137号のうち総務文教分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

分科会長（小杉武仁君）閉会を宣する。

(午後 1時29分)